

☆ SUBARU TIMES ☆ 9月号

消費税～インボイス制度の準備～

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。この導入に先立ち、令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が開始されます。

インボイス制度の導入後、事業者には様々な準備が求められ、それに伴うコスト等の検討が必要です。今回は、インボイス制度の概要と制度導入における留意点等について簡単に説明いたします。

「適格請求書発行事業者」登録は必須！？

課税事業者である買い手は、「適格請求書（インボイス）等（一定の事項が記載された請求書や納品書、レシート、領収書等のこと）」を保存しないと仕入税額控除ができなくなります。この「適格請求書等」は「適格請求書発行事業者」だけが発行できるため、売り手は登録申請をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。新制度導入後は、買い手が、売り手に対して「適格請求書発行事業者」であることを求めるようになると予想されます。

なお、「適格請求書発行事業者」登録は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかに関係ありません。また、消費者や免税事業者へは「適格請求書等」の交付義務がありません。

【事業者が納付すべき消費税額の計算方法】

課税売上にかかる消費税額 － 課税仕入れ等に係る消費税額

『仕入税額控除』といいます。

登録申請書の提出はいつまで？

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の受付開始から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が始まるまでのスケジュールは次のとおりです。

【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入



適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは？

仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿や請求書等の保存が必要となりますが、この保存すべき請求書等が「適格請求書(インボイス)等」に変わります。これを「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」といいます。

「適格請求書等」とは、企業間の取引（B to B）において、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号などの一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシート等の書類や電子データです。

適格請求書の記載事項

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株) 登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

② XX年11月30日

スーパー○○ 東京都... 登録番号 T 123456...

③ 領収書

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥24
消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

※ 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

◆下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

◆⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

不特定多数の者に対して販売等を行う、小売業・飲食店業・タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。



免税事業者はどう対応したらいいのか？

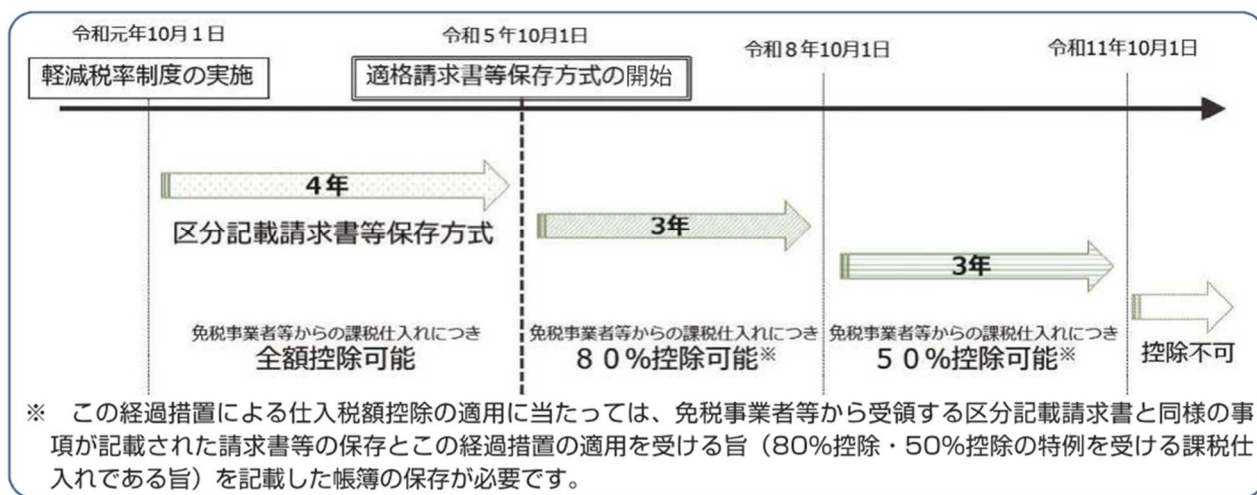
「適格請求書(インボイス)等」を発行できるのは、課税事業者が登録できる「適格請求書発行事業者」に限られます。そのため、免税事業者が「適格請求書等」を発行するためには課税事業者になる必要があります。

「適格請求書発行事業者」の登録を受けた後は事業者免税点制度の適用はなくなり、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告と納付が必要になります。

「適格請求書等保存方式」の導入から6年間は、免税事業者等からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる次のような経過措置が設けられています。

免税事業者からの課税仕入れにかかる経過措置

- ◆適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」）から行った課税仕入れは原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ◆ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



免税事業者が検討すべきことは？

事業の実態等を踏まえ、次のような場合を想定して課税事業者を選択する（＝適格請求書発行事業者の登録申請をする）かどうかを検討しましょう。

顧客が消費者のみの場合には、必ずしも「適格請求書等」を発行する必要はありません。

課税事業者を選択すると、消費税の申告・納付が必要になります。

お客様や取引先から「適格請求書等」の発行を求められる可能性があります。

「適格請求書等」を発行できないと、課税事業者の取引先から消費税分の値引きを要求されたり、取引が見直されたりする懸念があります。

ご不明な点等ございましたら、当事務所担当者までお問い合わせください。